

## 横芝光町農業委員会 1 月第 10 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 1 月 6 日(木) 午後 4 時～午後 4 時 45 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (12 名)

|         |      |        |            |
|---------|------|--------|------------|
| 会 長     | 4 番  | 萩原 智夫  |            |
| 会長職務代理者 | 2 番  | 鈴木 忠夫  |            |
| 委 員     | 1 番  | 宇井 久   | 3 番 土屋 正明  |
|         | 5 番  | 大川戸 直美 | 6 番 佐久間 正好 |
|         | 7 番  | 佐久間 幸子 | 8 番 長峯 高明  |
|         | 9 番  | 越川 雅彦  | 10 番 行木 栄一 |
|         | 11 番 | 小野 秀明  | 12 番 平山 雅英 |

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

|         |       |
|---------|-------|
| 事務局長    | 古作 健二 |
| 主幹兼農政班長 | 林 栄   |

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 3 年度第 10 次農用地利用集積計画(案)の承認について

## 7. 会議の概要

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | これより、令和4年1月(第10回)定例農業委員会総会を開会します。<br>はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。                                                                                                                                                                                                        |
| 会 長 | 萩原会長挨拶                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局 | ありがとうございました。<br>続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。                                                                                                                                                                                                        |
| 町 長 | 佐藤町長挨拶                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局 | ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。<br>本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。<br>それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。                                                                                                      |
| 議 長 | これより議事に入ります。<br>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。<br>(異議なしの声)<br>異議なしの声がありましたので、指名します。<br>5番 大川戸直美委員、10番 行木栄一委員にお願いいたします。<br>なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名いたします。<br>日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について<br>農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。<br>令和4年1月6日提出 横芝光町農業委員会 会長 萩原 智夫                                                                                                                                                         |

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、3件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から③の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、横芝字大島の田および畑全4筆、計494㎡です。隣接農地を所有する譲受人が農地を一体利用し、作業効率を上げたいと、経営の縮小を希望している譲渡人から売買により所有権移転するものです。なお、許可後に客土を行い畑として利用するそうです。

2件目の申請地は、横芝字大島の田2筆、計1,996㎡です。申請地と道路を挟んで譲受人の所有する耕作地があり、利便性がよいと売買により所有権移転をするものです。

3件目の申請地は、北清水字溝田の田、3,491㎡です。経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転するものです。

なお、2件目の譲渡人と3件目の譲受人は親子です。3件目の譲受人が子で耕作者となっています。

また、2件目の譲受人と3件目の譲渡人は同じ者です。

2件目と3件目では地積に差はありますが、お互いの農地を替えるということで合意があったそうです。

申請のありました3件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番

1番 宇井です。この件は、経営規模を縮小したい譲渡人から、申請地と隣接する農地を所有している譲受人が、農地の一体化により作業効率が向上することから、売買により所有権移転をするものです。許可後は、客土をして畑にし、ネギを作付けする予定です。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

|       |                                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | <p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p>                                                  |
| 1 番   | <p>1番 宇井です。本件は、申請地が譲受人の所有する農地の道向かいにあり、耕作利便のため、譲渡人から売買により所有権移転をするものです。よろしくをお願いします。</p>                                                                                                                        |
| 議 長   | <p>説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                       |
| 議 長   | <p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p>                                                  |
| 1 1 番 | <p>11番 小野です。この件については、申請地が自宅から遠く、管理が困難となった譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人が売買により農地を取得するものです。なお申請地では水稻の作付けを予定しているとのことですので。よろしくをお願いします。</p>                                                                                  |
| 議 長   | <p>説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                       |
| 議 長   | <p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします</p> |

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和4年1月6日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、12件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、屋形字目篠後の畑、1,613㎡のうち1,060.50㎡です。天然ガスの採取を行う譲受人から、申請地にあるガス井が古く、設置本管の洗浄工事が必要となったため、作業用地として賃貸借による一時転用の申請があったものです。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、北清水集会所から南東へ約350mの位置にあります。

農業振興地域整備計画の農用地区域にある農地ですが、町から農振計画上の支障はないとの回答を得ていること、一時転用であることから、例外として許可が見込まれます。

両総土地改良区からは、一時転用の同意書を得ています。また、隣接農地所有者へは事業計画の説明を行い、了解を得ています。

申請地には埋め立てはせず、土木シートと鉄板を敷設します。

汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内での自然浸透処理としています。

一時転用の期間は、令和4年2月1日から令和4年4月30日までを予定しています。

工事費および土地賃借料は、自己資金で賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして、申請2件目の土地は、坂田字龍道、畑677㎡のうち300㎡で、用途を梅花鑑賞会用地として、令和4年2月10日から令和4年3月20日までの期間、一時転用のために使用貸借権を設定するものです。なお、梅花鑑賞会の期間を令和4年2月19日から令和4年3月6日までとしています。例年「梅まつり」のメイン会場として使用していたものですが、新型コロナウイルスの収束が見えない中で、昨年度に名称を変更しています。感染拡大の防止に努めながら

実施したいと申請がありました。

なお、昨年は1月に発出された緊急事態宣言と期間延長の影響で中止となっています。

それでは、申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付しますので併せてご覧ください。

申請地は、銚子連絡道路に架かる坂田跨道橋の南、約50m の位置で、例年と同じ場所となります。申請地には仮設プレハブ倉庫1棟、仮設トイレが2台、仮設の簡易テント3張りとキッチンカー4台を設置する計画です。

農業振興地域整備計画の農用地区域にある農地ですが、町から農振計画上の支障はないとの回答を得ていること、一時転用であることから、例外として許可が見込まれます。

また、隣接する農地所有者へ説明し同意を得ており、イベント期間終了後の農地復元につきましても誓約書が提出されています。

汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内での自然浸透処理としています。

仮設倉庫の移送、設置及び撤去費用につきましては、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

続きまして、申請3件目から6件目までは同一事業となります。

木戸台字向田の田で3件目から6件目まで合わせますと田7筆、計2, 588㎡となります。圏央道の建設に伴い、必要となる工事用仮設道路および地盤改良用の資材置場として賃貸借による一時転用の申請があったものです。

申請地③～⑥と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、木戸台共同利用施設から北西に約400mの位置にあります。

農業振興地域整備計画の農用地区域にある農地と集団性のある第1種農地に該当しますが、公共事業における一時転用であるため、転用許可が見込まれます。

成田用水土地改良区とは協議が調っています。また、隣接農地所有者は一部の譲渡人のみです。汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内浸透のほか、既設の排水路へ流入されます。

耕土の剥ぎ取りを行ってから盛り土をし、工事完了後に元の剥ぎ取った土を戻し、農地に復元する計画です。

賃借料及び工事費は、社債により調達できており、工事費用に係る債務資料により確認しています。

一時転用の期間ですが、令和4年2月1日から令和5年12月31日までを予定しています。

続きまして、申請7件目から10件目までは同一事業となります。

姥山字木戸谷および遠山字鹿島の畑で7件目から10件目まで合わせますと畑6筆、計4,237㎡となります。圏央道の建設に伴い、町道と立体交差する箇所が必要となる工事用仮設道路および工事用資材置場として賃貸借による一時転用の申請があったものです。圏央道が町道の上を通る計画ですが、交差部分のボックスが現場での施工となり、施工中は通行できなくなるため、迂回のための付替道路が必要となります。

申請地⑦～⑩と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、遠山共同利用施設から北西に約200mから300mの位置にあります。農地の区分は、第2種農地に該当しますが、公共事業における一時転用であるため、転用許可が見込まれます。

土地改良の受益地ではなく、また、隣接農地はありません。汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内浸透のほか、既設の排水路へ流入されます。

耕土の剥ぎ取りを行ってから盛り土をし、工事完了後に元の剥ぎ取った土を戻し、農地に復元する計画です。

賃借料及び工事費は、社債により調達できており、工事費用に係る債務資料により確認しています。

一時転用の期間ですが、令和4年4月1日から令和6年3月31日までを予定しています。

続きまして、申請11件目の土地は、宮川字本田の畑2筆、計322㎡です。

専用住宅1棟を目的に売買により所有権移転するものです。

申請地⑪と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、JAちばみどり光支店から北北東へ約450mの位置にあります。

申請地は、集団性のある第1種農地に該当しますが、住宅の場合は例外的に転用許可が見込まれます。

住宅建築面積は127.53㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

大利根土地改良区と地区除外の協議が調い、排水路の使用についても許可を得ています。

汚水・雑排水については合併浄化槽による浄化後に既設の道路側溝へ接続することとしており、町から道路占用許可を得ています。雨水については、敷地内浸透とする計画です。

整地を行い、周囲にブロック塀を施工する計画で、隣接農地所有者へは説明済みで同意を得ています。

工事期間は、令和4年2月1日から令和4年7月31日までを予定しています。

土地代金及び建設費は、自己資金及び借入金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書および融資手続き案内書により必要な事業費が確保される見込みであることを確認しています。

続きまして、申請12件目の土地は、宮川字本田の畑、863㎡です。

不動産業を行っている譲受人が、アパート住民などが利用する月極の駐車場30台分を新設したいと、申請がありました。

申請地は、農地の集団性のある第1種農地に該当しますが、住民のための施設で、既存集落とつながりがあると判断されるため、例外的に転用許可が見込まれます。

大利根土地改良区とは協議が調っています。

汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内自然浸透で処理します。

埋め立ては行わず、防草シートを敷き、ロープで区画する計画です。

また、隣接農地所有者へは、事業内容を説明済で特に意見はなかったそうです。

工事期間は、令和4年2月1日から令和4年2月28日までを予定しています。

土地取得費と駐車場整備費は、全額を自己資金で賄う計画ですが、預金残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番

11番 小野です。本件は、天然ガス採掘設備のための一時転用で、土地改良区とも協議が調っており、問題はないと思われます。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

|     |                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | (異議なしの声)                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長 | <p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p>                            |
| 8 番 | <p>8番 長峯です。この件については、梅花鑑賞会場用地として、一時転用をするものです。</p> <p>土地所有者、隣接農地の所有者等から承諾を得ており、開催後の農地復元も毎年行われていますので、問題はありません。よろしくお願いします。</p>                                                                                  |
| 議 長 | <p>説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                      |
| 議 長 | <p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続いて3件目から6件目の案件については同一事業ですが、私が担当委員となりますので、私から一括して説明します。</p> |
| 4 番 | <p>4番 萩原です。本件は、一時転用であり、成田用水とも協議が調っており、問題はありません。</p>                                                                                                                                                         |
| 議 長 | <p>説明が終わりましたので、3件目から6件目の案件について、一括して質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                             |

|       |                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | <p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、3件目から6件目の案件について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、3件目から6件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続いて7件目から10件目の案件については同一事業となりますので、一括して担当委員の説明を求めます。</p> |
| 8 番   | <p>8番 長峯です。本件は、一時転用であり、土地改良の受益地でもないため、問題はありません。よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                       |
| 議 長   | <p>説明が終わりましたので、7件目から10件目の案件について、一括して質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                     |
| 議 長   | <p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、7件目から10件目の案件について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、7件目から10件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続いて11件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p>                    |
| 6 番   | <p>6番 佐久間です。図面にあるとおり、両隣にすでに家が建っており問題はないと思います。</p>                                                                                                                                                                    |
| 議 長   | <p>説明が終わりましたので、11件目の案件について、質疑を許します。</p>                                                                                                                                                                              |
| 1 1 番 | <p>11番 小野です。両隣が家との説明がありました。片方は雑種地とありますが、大丈夫なのですか。</p>                                                                                                                                                                |
| 事務局   | <p>登記地目は雑種地、課税地目は宅地と、相違している状況にありますが、課税は適正に行われており、税負担の公平性は確保されていますので、特に問</p>                                                                                                                                          |

|       |                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>題はないと思われます。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長   | <p>他に質問はございますか。他になければ、質疑を終了し、11件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、11件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続いて12件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p>                                            |
| 6 番   | <p>6番 佐久間です。現地を見て、すぐ隣は畑でしたがその隣は宅地となっていました。特に問題はないと思います。</p>                                                                                                                                                                        |
| 議 長   | <p>説明が終わりましたので、12件目の案件について、質疑を許します。</p>                                                                                                                                                                                            |
| 1 1 番 | <p>11番 小野です。本件は近くのアパートのための駐車場ですか。それとも貸し駐車場ですか。</p>                                                                                                                                                                                 |
| 事務局   | <p>月極の貸し駐車場となります。図に記載のアパートが2棟ありますが、それぞれ8戸入っています。夫婦入居であれば交通事情等からも1世帯で2台所有もあると思います。すぐ近くに4戸のアパートもあり、宅地化も進んできているエリアですので、駐車場を借りたいといったニーズはあると思われます。</p>                                                                                  |
| 議 長   | <p>ほかにご意見や質問はございますか。なければ、質疑を終了し、12件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、12件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>日程第4 議案第3号 令和3年度第10次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> |
| 事務局   | <p>議案第3号 令和3年度第10次農用地利用集積計画(案)の承認について<br/>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和3年度第10次農</p>                                                                                                                                                   |

用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年1月6日提出 横芝光町農業委員会 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定4件、再設定6件、所有権移転2件の合計12件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定です。

利用権を設定する農地ですが、新規設定1件目は、坂田池字明治の田2筆、計1, 827㎡、期間は10年間です。

新規設定2件目は、鳥喰下字松岡の田4筆、計4, 207㎡、期間は3年間です。

新規設定3件目は、篠本字栈敷の田、512㎡、期間は6年間です。

新規設定4件目は、篠本字栈敷、字榎台および字柿木の田4筆、計2, 302㎡、期間は6年間です。

続いて再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定です。

利用権を設定する農地ですが、再設定1件目は、横芝字川田の田2筆、計1, 966㎡、期間は6年間です。

再設定2件目は、尾垂イ字荒句の畑、1, 078㎡、期間は10年間です。

再設定3件目は、木戸字九十七割の田、495㎡、期間は10年間です。

再設定4件目は、木戸字九十七割の田、807㎡、期間は10年間です。

再設定5件目は、木戸字九十七割の田、621㎡、期間は10年間です。

再設定6件目は、木戸字九十七割の田、482㎡、期間は10年間です。

続いて所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、資料に記載のとおりです。所有権移転する農地ですが、所有権移転1件目は、寺方字西中島の畑、1, 013㎡、売買により本年2月11日引き渡し予定です。

所有権移転2件目は、曾根合字沼の田2筆、計1, 242㎡、売買により本年2月11日引き渡し予定です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

|     |                                                                                                                                                                                            |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>以上、議案第3号の説明とさせていただきます。</p>                                                                                                                                                              |
| 議 長 | <p>ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。</p> <p>はじめに、新規設定の案件について、一括して質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                     |
| 議 長 | <p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員、よって新規設定については、すべて原案のとおり決定しました。</p> <p>続いて、再設定の案件について、一括して質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>      |
| 議 長 | <p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員、よって再設定については、すべて原案のとおり決定しました。</p> <p>続いて、所有権移転の案件について、一括して質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>       |
| 議 長 | <p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、所有権移転について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員、よって所有権移転については、すべて原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>慎重審議ご苦労様でした。</p> |
| 事務局 | <p>以上をもちまして、令和4年1月(第10回)農業委員会定例総会を閉会します。</p>                                                                                                                                               |